

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（法務省）

項目名	公益信託制度改革に伴う所要の措置							
税目	法人税、所得税、相続税、贈与税、登録免許税、印紙税、消費税							
要望の内容	<p>公益信託法に基づき主務官庁に許可された公益信託のうち、税法上、主務大臣から証明を受けたものを特定公益信託、さらに主務大臣の認定を受けたものを認定特定公益信託として、寄附金控除等の各種の税制上の優遇措置が適用されている。</p> <p>現行制度において、主務官庁ごとに許可基準が異なることや複数の主務官庁の所管にまたがる目的の公益信託の許可に時間を要するなどの課題が指摘されている。加えて特定公益信託及び認定特定公益信託は受託者が信託会社に限られることや、信託財産として受け入れる資産が金銭に限られること、信託財産の運用が預貯金、国債等に限られること等、制約が多いことにより普及が進んでいない。</p> <p>今回、「新しい資本主義」が目指す、民間による公益的活動の活性化を実現すべく、公益法人制度改革が行われることにあわせて、公益信託制度改革を実施する。</p> <p>新しい公益信託は、受託者は信託会社に限られない、信託財産は金銭に限られない、信託事務は金銭による助成に限られない等、従来の公益信託に比べて対象・範囲が拡大する一方、主務官庁の裁量による許可制度を廃止し、公益信託の定義・要件及び公益信託認可の基準を法定するとともに、公益法人制度と共通の行政庁及び第三者委員会による一元的な認可・監督等の仕組みが整備されることを踏まえ、全ての公益信託において、公益法人と同等の法人税、所得税、相続税、贈与税、登録免許税、印紙税及び消費税の税制優遇措置が講じられることを要望する。</p>							
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）	
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

(1) 政策目的

「新しい資本主義」が目指す民間による公益的活動の活性化に向けて、公益信託制度について、平成31年の法制審議会答申を踏まえ、信託事務や受託者等の範囲の拡大し、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。

(2) 施策の必要性

今回の公益法人制度及び公益信託制度の改革は、骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）及び新資本実行計画（令和4年6月7日閣議決定）において「（民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討とあわせて、）民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」とされたことを契機とするものであり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現するものである。

民間公益活動の中核である公益法人制度、それと社会的に同様な機能を営む公益信託制度は、かねてより両者を整合性のとれた制度とすることが求められており、今回の改革では、両者を一体のものとして共通の行政庁による公益認定制度を構築する方向で検討が進められている。

これらの改革を可及的速やかに実現するため、公益法人認定法及び公益信託法の改正法案は、骨太の方針2023（令和5年6月16日閣議決定）及び新資本実行計画2023（令和5年6月16日閣議決定）において、公益社団・財団法人制度を改革するための関連法案として、令和6年の通常国会の提出を図ることとされている。

（参考）

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達への優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。（以下略）

4. 包摂社会の実現

（共生・共助社会づくり）

（略）寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。（以下略）

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大

富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進す

新設・拡充又は延長を必要とする理由

る。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。

2. 社会的課題を解決する NPO・公益法人等への支援

①公益法人の改革

公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない）や遊休財産規制（用途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない）の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。

公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。

このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。

○新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告（令和5年6月2日）

4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備

①イ(ウ)公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。

○信託法（平成18年法律第108号）の衆・参両院の附帯決議（抜粋）
「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 17. 公益認定等 施策 20. 公益法人制度改革等の推進
		政策の達成目標	公益信託が軽量・軽装備であるという特色を最大限発揮できる環境を整備し、公益法人制度とのシナジーを発揮することにより、公益信託を活用した民間公益活動を大きく増大させ、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	改正公益信託法施行（令和8年度予定）以降、恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>現行制度における公益信託の利用状況は以下のとおり。 (現行の公益信託(信託協会加盟分)) 令和5年3月31日時点 信託財産残高:554億円 件数:385件 助成額:28億円(年間) 出典:信託協会「公益信託の受託状況」令和5年6月</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>公益信託は、公益法人制度と比較して、機関や事務所の設置が不要である等の軽量・軽装備という特色があるにもかかわらず、現状、普及が進まず、公益的活動におけるその役割を全く果たせていない。</p> <p>今般、公益信託制度改革として、主務官庁による許可・監督を廃止し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築するための法案の令和6年通常国会提出に向けて準備を進めており、現状の公益法人と同等の税制優遇措置と相俟って公益信託を活用した民間による公益的活動が大きく活性化することが見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>公益信託は、委託者からの財産拠出により社会課題に取り組む多種多様な事業を営む仕組みであり、予算事業による助成金ではなく、税制優遇を受けることで、委託者の意思を最大限尊重しつつ、幅広くその資産を社会課題解決に活用することが可能となり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」につながる。</p> <p>今般の公益信託制度改革は、公益法人と共通の枠組みとすることが改革の中心であり、公益法人と同等の税制優遇措置が不可欠である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（法務省）

項目名	技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税		
要望の内容	<p>技能実習制度においては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき設立された認可法人である外国人技能実習機構に対して、各種税法上の非課税措置が適用されている。</p> <p>現在、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する検討の方向性について議論がなされており、令和5年5月に中間報告書が公表されたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、現行の技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設するとの方向性が示されている。</p> <p>今後、有識者会議において当該新たな制度に関する具体的な議論がなされる予定であるところ、新たな制度の創設に伴い、外国人技能実習機構の名称や在り方についても見直しが行われる可能性があり、有識者会議における検討結果を踏まえ、技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p><関係条文></p> <p>所得税関係：所得税法（昭和40年法律第33号）第11条第1項及び別表第1</p> <p>法人税関係：法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第5項、第66条第3項及び別表第2</p> <p>登録免許税関係：登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条、第4条第2項、別表第1及び別表第3</p> <p>消費税関係：消費税法（昭和63年法律第108号）第6条、第60条第4項、別表第1及び別表第3</p> <p>印紙税関係：印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条第3号及び別表第3</p>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（－	百万円）
	（改正増減収額）	（－	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 有識者会議の中間報告書において示された検討の方向性等に基づき、技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設することとしており、外国人技能実習機構の在り方を含めた現行の技能実習制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後、有識者会議における検討結果等を踏まえ、現行の技能実習制度の見直しを行うこととなるが、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本政策Ⅴ 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備</p> <p>政策13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備</p> <p>施策（1）円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現</p>
<p>政策の達成目標</p>		<p>技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた技能等の移転による国際協力を推進する。</p>	
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>—</p>	
<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>—</p>	
<p>政策目標の達成状況</p>		<p>—</p>	

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	有識者会議における検討結果を踏まえた税制上の所要の措置を講じることによって、新たな制度における外国人材の適正な受入れを図ることが可能となる。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	